

平成 21 年 4 月 6 日

企業会計基準委員会 御中

監査法人トーマツ
年金会計サービスライングループ

「退職給付会計の見直しに関する論点の整理」に対するコメントの提出について

拝啓 貴会ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。

さて平成 21 年 1 月 22 日に貴会より公表された標記の論点の整理につきまして、下記の通りコメントを提出いたしますので、よろしくお取りはからいただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

・ 論点 1-2 について

退職給付債務及び勤務費用の測定方法は、退職給付会計全体において最も基礎となる部分であり、他の論点を議論するうえでも土台となる部分である。また、日本の退職給付制度には他の国ではあまり例が見られない特徴的な部分（例：退職金算定の基礎となる給与（退職金算定基礎額）が実際に支払われている給与と異なる場合がありその場合には退職金算定基礎額部分が実質的に給付算定式の一部とみなすことができる場合がある、一時金制度を年金化して支払う年金制度が一般的である、など）があることも勘案すると、現在の日本における退職給付債務の評価方法の一部を国際的な議論に沿って見直すというスタンスでは、現在生じている不都合な点が解消したとしても別の不都合な点が生じることになりかねない。したがって論点 1-2 で示されている内容にとどまることなく広く問題点を洗い出し、総合的に議論していくことが望ましい。

なお、この論点における我が国の会計基準と国際的な会計基準との相違は、企業に対して追加のコスト負担を強いるものになりかねないため、速やかに方向性を示すことも重要である。

・ 論点 2-2 について

退職給付信託の見直しにあたっては、論点の整理で指摘されている問題点が真に問題であるかを実態調査なども行っただうえで、十分に精査し、問題解決案を検討すべき

である。

・論点 3 について

IAS19 第 58 項に規定されているアセット・シーリングについては、論点の整理の中では脚注 23 に事実関係が触れられているのみで今後の議論の方向性での言及がない。我が国の会計基準における取扱いと国際財務報告基準における取扱いの重要な差異の一つであり、貸借対照表に計上する「前払年金費用」という資産の資産性・回収可能性の論点として取り上げるべきである。

・論点 6 について

国際的な会計基準と比較して我が国の会計基準における開示項目は明らかに少ないと考えられ、開示を拡充する方向性には賛成である。特に今後の議論の方向性の中で言及されている「年金資産及び退職給付債務の当年度のそれぞれの増減の内訳」や「年金資産の状況に関する情報」については、我が国においても有用な情報であると考え

以上